

様式第1 (第3条関係) (表面)

① 特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

② 年 月 日

豊橋市長 殿

住 所

③ 届出者 氏名 又は 名称

法人にあつては  
その代表者の氏名

④

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、  
特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		⑤	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		⑥	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	⑦	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑧	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5及び別添図のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1（裏面）

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。  
なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 記入要領 [ 様式第 1 ]

### ① 届出の種類

届出様式は、特定施設設置届、有害物質貯蔵指定施設設置届出、特定施設使用届及び特定施設変更届で兼用となっているので、該当しない部分を二重線で消して届け出ること。

(例) 特定施設の設置届出を行う場合 特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

### ② 年月日

届出年月日を記入すること。

### ③ 届出者の氏名等

届出者の氏名又は名称及び住所等を記入し、法人の場合は、その代表者の氏名を併せて記入すること。

なお、届出者が法人等の代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状を添付すること。

### ④ 届出に係る根拠条文

該当しない条項を二重線で消して届け出ること。

(該当する根拠条文)

特定施設設置届の場合	第 5 条第 1 項 (又は第 2 項)
有害物質貯蔵指定施設設置届出の場合	第 5 条第 3 項
使用届の場合	第 6 条第 1 項 (又は第 2 項)
変更届の場合	第 7 条

### ⑤ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入すること。

### ⑥ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入すること。

### ⑦ 特定施設の種類、有害物質使用特定施設の種類

設置の場合、設置する特定施設の水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。複数の種類の特定施設を設置する場合は、もれなく記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙特定施設一覧表を添付すること。

変更届出書において、特定施設の構造、使用を変更する場合は、当該施設の水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。

変更届出書において、排水経路の変更等特定施設に係る変更を伴わない変更の場合は、全特定施設の水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙特定施設一覧表を添付すること。

### ⑧ 有害物質使用特定施設の該当の有無

有害物質使用特定施設の該当の有無について、どちらかにレ点を記入すること。

有害物質使用特定施設においては、別紙 1 の 2 (特定施設の設備) を提出する必要があります。有害物質使用特定施設に該当しない場合は別紙 1 の 2 (特定施設の設備) を提出する必要はありません。

## 別紙 1

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	①	
特定施設番号名称	②	
型 式	③	
構 造	④	
主 要 寸 法	⑤	
能 力	⑥	
配 置	⑦	
設 置 年 月 日	⑧ 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	⑨ 年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	⑨ 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	⑨ 年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	⑩	

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

## 記入要領 [ 別紙 1 ]

### ① 工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定する番号等を記入すること。  
名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

### ② 特定施設号番号及び名称

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。

### ③ 型式

自動式、回転式等施設の型式をメーカーのカタログ等で確認し、記入すること。

また、施設に商品名等の名称があれば記入すること。

### ④ 構造

ステンレス製、FRP製等その材質及び円筒、角形等その物理的形態を記入すること。

また、詳細を添付書類 構造図により明らかにすること。

### ⑤ 主要寸法

施設の縦、横、高さ等の寸法を、原則としてメートル単位で記入すること。

### ⑥ 能力

時間（1日）当たり又は1バッチ当たりの処理能力を記入すること。

### ⑦ 配置

添付書類 配置図により明らかにすること。

### ⑧ 設置年月日

法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設の設置年月日について記入すること。

なお、法第5条第1項に基づく特定施設の設置の届出及び法第7条に基づく特定施設の構造等の変更の届出の場合には、本欄の記入は不要です。

### ⑨ 工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日

特定施設設置届又は構造等変更届の場合に、工事着手、工事完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。原則として、特定施設設置届又は構造等変更届を提出し、受理されてから60日間は、工事に着手できないので、工事着手予定年月日は受理されてから60日以降の日になるように記入すること。

なお、工事着手とは特定施設の据付け工事の着手をいいます。

### ⑩ その他参考となるべき事項

特定施設と同型の施設を同時に複数設置する場合に、その施設数を記入すること。

同型の施設について、個々に構造等を記入する必要はありません。

当該特定施設有害物質の使用等取扱の有無について記入すること。

当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、「有害物質の取扱あり。」と記入し、施設の床面及び周囲の構造等を記入すること。防液堤等については、防液できる容量を記入すること。

欄のスペースが足りないときは、「別紙資料のとおり。」とし、添付書類に必要事項を記入する。

有害物質の取扱がない場合は、「有害物質の取扱なし。」と記入する。

## 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	①	
特定施設番号及び名称	②	
設備	③	
構造	④	
主要寸法	⑤	
配置	⑥	
設置年月日	⑦ 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	⑧ 年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	⑧ 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	⑧ 年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	⑨	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

## 記入要領 [ 別紙 1 の 2 ]

※ 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、[ 別紙 1 の 2 ] を提出する必要はありません。

別紙 1 の 2 については、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備を記載するものですが、設備には、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管等及び排水溝等が含まれます。配管等には、配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、排水溝等には、排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれます。なお、構造等に関する基準が適用されるのは有害物質を含む水が通る部分に限られます。

### ① 工場又は事業場における施設番号

別紙 1 と同じように施設番号を記入すること。

工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定する番号等を記入すること。

名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

### ② 特定施設番号及び名称

別紙 1 と同じように特定施設番号及び名称を記入すること。

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。

### ③ 設備

施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記入すること。

### ④ 構造

ステンレス製、FRP製等、設備の構造（材質）を記入すること。

検知設備を有する場合にはその旨を記入すること。

配管については、地下配管（トレンチ：長細い溝）、地下配管（埋設）などのケースも考えられるので、トレンチの場合はトレンチの構造についても記入すること。

また、詳細を添付書類 構造図により明らかにすること。

### ⑤ 主要寸法

主要な設備に係る寸法（縦、横、高さ等）を、原則としてメートル単位で記入すること。

### ⑥ 配置

当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について記入すること。

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

添付書類 配置図により明らかにすること。

### ⑦ 設置年月日

法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該有害物質使用特定施設の設備の設置年月日について記入すること。

なお、法第 5 条第 1 項に基づく有害物質使用特定施設の設置の届出及び法第 7 条に基づく有害物質使用特定施設の構造等の変更の届出の場合には、本欄の記入は不要です。

### ⑧ 工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日

特定施設設置届又は構造等変更届の場合に、設備の工事着手、工事完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

なお、工事着手とは設備の据付け工事の着手をいう。

### ⑩ その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記入すること。

## 別紙 2

## 特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	①				
特定施設番号及び名称	②				
設置場所	③ 別紙配置図のとおり		別紙配置図のとおり		
操業の系統	④				
使用時間間隔	⑤				
1日当たりの使用時間	⑥				
使用の季節的変動	⑦				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	⑧				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	⑨	⑨	⑨		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	通常	最大	通常	最大
	⑩	⑩	⑩		
その他参考となるべき事項	⑪				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 記入要領 [ 別紙 2 ]

### ① 工場又は事業場における施設番号

別紙1と同じように施設番号を記入すること。

工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定する番号等を記入すること。

名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

### ② 特定施設番号及び名称

別紙1と同じように特定施設番号及び名称を記入すること。

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる号番号及びその名称を記入すること。

### ③ 設置場所

配置場所図により明らかにすること。

### ④ 操業の系統

「特定施設を含む操業の系統」について、操業系統図により明らかにすること。

### ⑤ 使用時間間隔

「連続」か「間けつ」かを記入すること。

「間けつ」の場合は、使用する時間と使用していない時間を記入すること。

### ⑥ 1日当たりの使用時間

1日の使用時間の合計を記入すること。

### ⑦ 使用の季節的変動

「特定施設の使用に季節的変動がある場合に、その概要」を記入すること。

### ⑧ 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

特定施設を含む作業工程において、使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、1日当たりの使用量、使用方法について、次のことに留意し、できるだけ詳細に記入すること。

なお、欄に記入できない場合は、別紙として添付すること。

・種類は、原材料、薬品名等を記入し、商品名を記載するときは、主たる成分の名称を記入すること。

・1日当たりの使用量は、単位を明確に記入すること。

・使用方法は、原材料の使用目的、使用方法及び使用するときの濃度等を記入すること。

### ⑨ 汚水等の汚染状態

次ページ項目一覧の中から「特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項に限る。）の項目・種類、通常の値及び最大の値」を記入すること。

pH、大腸菌群数を除き、単位はmg/lとする。

### ⑩ 汚水等の量

当該特定施設から排出される汚水等の量で、その汚水等が処理されるかどうかにかかわらず、その全量を記入すること。また、汚水等の一部あるいは全部を循環しようする場合であっても、その全量を記入し、「その他参考となるべき事項」欄にその概要を記入すること。

### ⑪ その他参考となるべき事項

当該施設から出る汚水を公共下水道に排除する場合、廃棄物として委託処理する場合又は地下浸透させる場合には、その旨記入すること。

また、当該特定施設において製造、使用、処理している有害物質（水質汚濁防止法第2条関係）について、記入すること。

当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合にも、その物質名や使用量等を記入すること。

特定施設の使用の方法について、その他参考になるべき事項があれば記入すること。

汚染状態の種類・項目一覧

項目		項目	
カドミウム及びその化合物		水素イオン濃度(pH)	
シアン化合物		生物化学的酸素要求量(BOD)	
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		化学的酸素要求量(COD)	
鉛及びその化合物		浮遊物質(SS)	
六価クロム化合物		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	
砒素及びその化合物		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		フェノール類含有量	
ポリ塩化ビフェニル		銅含有量	
トリクロロエチレン		亜鉛含有量	
テトラクロロエチレン		溶解性鉄含有量	
ジクロロメタン		溶解性マンガン含有量	
四塩化炭素		クロム含有量	
1, 2-ジクロロエタン		大腸菌群数	
1, 1-ジクロロエチレン		窒素含有量	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		リン含有量	
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
ふっ素及びその化合物			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
1, 4-ジオキサン			

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		①							
処理施設の設置場所		② 別紙配置図のとおり				別紙配置図のとおり			
設置年月日		③ 年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		④ 年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		④ 年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		④ 年 月 日				年 月 日			
種類及び型式		⑤							
構造		⑥							
主要寸法		⑦							
能力		⑧							
処理の方式		⑨							
処理の系統		⑩							
集水及び導水の方法		⑪							
使用時間間隔		⑫							
1日当たりの使用時間		⑬							
使用の季節変動		⑭							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		⑮							
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯				
	量 (m <sup>3</sup> /日)	⑯		⑯					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		⑰							
排出水の排出方法		⑱							
その他参考となるべき事項		⑲							

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。  
 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

## 記入要領 [ 別紙 3 ]

### ① 工場又は事業場における施設番号

別紙1と同じように施設番号を記入すること。

工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定する番号等を記入すること。

名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

### ② 処理施設の設置場所

処理施設の設置場所を工場全体の配置図に明らかにすること。

### ③ 設置年月日

法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設からの排水の処理施設の設置年月日について記入すること。

なお、法第5条第1項に基づく特定施設の設置の届出及び法第7条に基づく特定施設の構造等の変更の届出の場合には、本欄の記入は不要です。

### ④ 工事着手、工事完成、使用開始予定年月日

汚水等処理施設の設置又は構造変更の場合に、汚水等処理施設の工事着手、工事完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

なお、工事着手とは汚水等処理施設の据付け工事の着手をいいます。

### ⑤ 種類及び型式

生物化学的処理、物理化学的処理等の種類及び型式を記入すること。

また、メーカー名及び商品名等の名称があれば併せて記入すること。

### ⑥ 構造

鉄筋コンクリート製、FRP製等施設の材質を記載し、構造図を添付すること。

### ⑦ 主要寸法

汚水処理施設の主な処理槽等の寸法及びその数を記入すること。

### ⑧ 能力

時間（1日）当たり又は1バッチ当たりの処理能力（水量）を記入すること。

浄化槽については、併せて処理対象人員を記入すること。

### ⑨ 処理の方式

長時間ばっ気方式、加圧浮上方式（連続式）等具体的に記入すること。

### ⑩ 処理の系統

処理の系統図により明らかにすること。

### ⑪ 集水及び導水の方法

「床面排水を集水溝で集め、塩ビ製埋設管で処理施設まで導水する。」等具体的に記入すること。

### ⑫ 使用時間間隔

「連続」か「間けつ」かを記入すること。

「間けつ」の場合は、使用する時間と使用していない時間を記入すること。

### ⑬ 1日当たりの使用時間

1日の使用（運転）時間の合計を記入すること。

### ⑭ 使用の季節的変動

「汚水等の処理施設の使用に季節的変動がある場合に、その概要」を記入すること。

### ⑮ 消耗資材の1日当たりの用途別使用量

消耗資材の名称、用途、1日当たりの使用量を記入すること。

また、商品名を記載するときは、主成分や組成がわかるように記入すること。

### ⑯ 汚水等の汚染状態及び量

「汚水等の処理施設の使用時における処理前及び処理後の当該汚水の汚染状態の通常値及び最大の値、通常量及び最大の量」を記入すること。

「種類・項目」欄については、当該特定事業場に関係する種類・項目について、その汚染状態の値を記入すること。pH、大腸菌群数を除き、単位はmg/lとする。

### ⑰ 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

汚水等の処理により生ずる汚泥等の残さの1か月当たりの生成（発生）量とその処理方法を記載すること。

### ⑱ 排水水の排出方法（排水口番号）

処理水が排出される排水口番号を記入し、排水口の位置図により明らかにすること。

### ⑲ その他参考となるべき事項

排水処理の対象となる特定施設番号（別紙1①及び別紙2①に記載した施設番号）を記入すること。

残さの処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記入すること。

また、汚水等の処理の方法について、その他参考になるべき事項があれば記入すること。

## 別紙 4

## 排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		①			
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	②	②	②		
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		③	③		
その他参考となるべき事項		④			

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 記入要領 [ 別紙 4 ]

### ① 工場又は事業場における施設番号（排水口番号）

当該排水口を特定する排水口番号（別紙3⑧と同一のもの）を記入すること。

また、排水口名がある場合は、併せて記入すること。

なお、公共下水道に接続している場合、污水管（污水桝）に流す排水については、水質汚濁防止法では排水水として扱わないので、②、③欄は記載せず、④「その他参考となるべき事項」欄に記入すること。

### ② 排水水の汚染状態

当該特定事業場の各排水口における排水水の汚染状態（水質）の種類・項目は、次ページ以下の「特定事業場における排水水の汚染状態の測定項目・測定頻度等の考え方」に基づき判断し、項目及び通常及び最大の（濃度等）値を記入すること。特定施設から排出される污水だけでなく、特定施設に関連しない污水についても合計した値を記入すること。

なお、様式第1別紙4に記載した種類・項目が、水質汚濁防止法第14条第1項で義務付けられた測定項目となり、測定・記録・保存する義務があります。

pH、大腸菌群数を除き、単位はmg/lとすること。

雨水専用排水口における排水水の量については、通常の欄に0 m<sup>3</sup>/日と記入し、最大の欄には、記入しないこと。

なお、排水基準が適用されないために測定項目とはならない項目についても、届出審査等のために排水水の汚染状態の把握が必要と考えられる項目については、④「その他参考となるべき事項」の欄に汚染状態を記載すること。

### ③ 排水水の量

当該特定事業場の排水口ごとの排水水の量について、1日当たりの通常及び最大の量を記入すること。

### ④ その他参考となるべき事項

排水対象となる特定施設番号（別紙1①及び別紙2①に記載した施設番号）及び処理施設番号（別紙3①に記載した施設番号）を記入すること。

測定頻度を記入すること。

污水又は廃液を全て業者委託等により回収し、排出されない場合は、その旨を記入すること。

排水基準が適用されないために測定項目とはならない項目についても、届出審査等のために排水水の汚染状態の把握が必要と考えられる項目について、汚染状態を記載すること。

排水水の汚染状態及び量について、その他参考となるべき事項があれば記入すること。

## 特定事業場における排水水の汚染状態の測定項目・測定頻度等の考え方

以下の文章中では、次のとおり略記する。

- ・水質汚濁防止法 → 「法」
- ・平成 23 年 3 月 16 日付け環水大発第 110316002 号 → 「環境省施行通知」
- ・規則様式第 1 別紙 4 の届出及び排水水の汚染状態の測定が必要な項目 → 「測定項目」

### 1 測定項目

#### (1) 排水口別の測定項目の考え方

各排水口における測定項目は、表 1 のとおり排出される排水の性状により判断する。

表 1 排水口別の測定項目の考え方

排水口の種類	考え方	備考
工程排水が排出される排水口	・工程で使用し、通常排出のおそれがある項目	・廃棄物として全量を回収し、外部搬出している場合は、当該工程に由来する項目は測定項目とはしない。
生活排水のみが排出される排水口	・通常工程水が流入しないのであれば、当該工程に由来する項目は測定項目とはしない。	・必要に応じて分析結果を添付する。
雨水専用排水口	・測定項目なし	・露天の作業場所で汚濁負荷が通常発生するおそれがあれば、当該項目を測定項目とする。
間接冷却水専用排水口	・測定項目なし	・循環の過程等で汚濁負荷が通常発生するおそれがあれば、当該項目を測定項目とする。

## (2)項目別の測定項目の考え方

各項目について排水基準が適用される工場・事業場の排水口における測定項目は、表2のとおりとする。

表2 項目別の測定項目の考え方

項目	考え方	備考
pH、BOD(又はCOD) 浮遊物質	・当該項目について排水基準が適用される全事業場	・小規模事業場について、排水基準が適用されない場合、CODは測定項目とならないが、要領に基づく指導のため、別紙4の「その他参考となるべき事項」の欄に汚染状態を記載する。
ノルマルヘキサン抽出物質	・通常油を含む水を排出するおそれがある事業場	・動物性原料を使用している場合は、原則測定項目とする。植物性原料のみ使用している場合は、油分が高い場合のみ測定項目とする。
フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	・通常、当該項目を含む水を排出するおそれがある事業場	
大腸菌群数	・畜房施設及び下水道終末処理施設等し尿を含む水を処理する特定施設(1の2、72、73、91)を設置し、排水を公共用水域へ排出する事業場又は当該特定事業場から排出される水を処理する施設(74)を設置する事業場 ・その他通常排出するおそれがある事業場	・別紙4に記載されていない場合は測定義務が生じないため、必要に応じて別紙4への記載すること。
窒素含有量、 燐含有量	・指定地域内事業場 ・日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上かつ窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼に排水を排出する事業場	・小規模事業場については測定項目とならないが、要領に基づく指導のため、別紙4の「その他参考となるべき事項」の欄に汚染状態を記載する。
有害物質 (アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸性化合物を除く。)	・通常有害物質を含む水を排出するおそれがある事業場(おそれのある項目のみ。また、特定施設で使用している物質は原則測定項目とする。)	・廃棄物として全量を回収し、外部搬出している場合は、当該有害物質は測定項目とはならない。 ・必要に応じて分析結果を添付する。 ・地下水(温泉等)を使用する事業場について、原水(源泉)の濃度が排水基準値を超過している場合は測定項目とする。
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸性化合物	・畜房施設及び下水道終末処理施設等し尿を含む水を処理する特定施設(1の2、72、73、91)を設置し、排水を公共用水域へ排出する事業場又は当該特定事業場から排出される水を処理する施設(74)を設置する事業場 ・その他通常排出するおそれがある事業場	・別紙4に記載されていない場合は測定義務が生じないため、必要に応じて別紙4への記載すること。

## 2 測定頻度

排出水の汚染状態の測定頻度は、法施行規則第9条第1項の規定に基づき、1年に1回以上（温泉を利用する旅館業においては一部の項目については3年に1回以上）とする。

環境省施行通知より、「排出水の汚染状態の測定は、事業者自らが測定の結果が排水基準等に違反をしていないかを確認することが目的である」とされているため、BODなど日間平均値の排水基準が定められている項目については、1日3回以上の測定を行うことが望ましいが、コンポジットサンプルによる1日1回の測定等でも差し支えないものとし、測定値が日間平均値を下回ることを確認する。

## 3 測定時期

年に1回の測定時期について、環境省施行通知で「排出水の状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する」としているため、既設の事業場であって水質が最も悪いと推定される時期が判明している場合は、その時期に測定を実施するものとする。それ以外については、生産量等に季節変動がある場合は生産量又は水量が最大となる時期、生物処理の場合は水質の悪化しやすい春又は秋に測定を実施することが望ましい。

なお、水質が最も悪いと推定される時期が項目によって異なる場合は、それぞれの項目ごとに測定日を設定することが望ましいが、下記の優先順位に従って年に1回測定を行うこととする。

- (1) 有害物質（使用量が多いものから順に）
- (2) 生活環境項目（pH、BOD（COD）、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質、窒素、燐）
- (3) (2)以外の生活環境項目（フェノール類等）

また、複数回実施する場合は、上記の時期から概ね等間隔の期間で測定する。

長期間の休業期間を含む場合、数ヶ月程度の休業であれば年1回の測定を求めるが、休業期間が1年以上に及ぶ場合には当該期間中の測定は求めない。

## 4 その他

法施行規則第9条第8号において、計量法第107条の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合、採水者、分析者、測定項目の欄に記載すべき事項について水質測定記録表への記載を省略できるとされている。計量法第107条ただし書及び計量法施行令（平成5年政令第329号）第26条の2又は第27条により、たとえば浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条の規定に基づき指定を受けた機関が公定法に基づいて水質測定を行い、当該機関が計量証明書に相当する書面を交付した場合には、計量証明書と同様に、当該書面に記載されているこれらの事項について水質測定記録表に転記する必要はありません。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別	① COD
	業種その他の区分 (番号)	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q <sub>c0</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大	
特定排水水 ②	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	合計										
特定排水水以外の排水水 ③	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
その 他 参 考 事 項 ④											

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
  - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
  - 3 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別	① 窒素
	業種その他の区分 (番号)	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q <sub>n0</sub>	Q <sub>ni</sub>	Q <sub>nj</sub>	通常	最大	
特定排水水 ②	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	合計										
特定排水水以外の排水水 ③	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
その 他 参 考 事 項 ④											

備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。  
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。  
 3 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別	① りん
	業種その他の区分 (番号)	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q <sub>p0</sub>	Q <sub>pi</sub>	Q <sub>pj</sub>	通常	最大	
特定排水水 ②	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	( )										
	合計										
特定排水水以外の排水水 ③	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
その 他 参 考 事 項 ④											

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
  - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
  - 3 ※印の欄には記載しないこと。

別添

排水水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図

⑤

## 記入要領 [ 別紙5 ]

### ① 指定項目の別

COD、窒素、りんの指定項目ごとに別葉とすること。

### ② 特定排水

「業種名その他の区分」欄には、化学的酸素要求量に係る総量規制基準等により、項番号及び業種その他の区分をその区分ごとに記入すること。

「特定排水の化学的酸素要求量（窒素含有量又はりん含有量）に関する汚染状態の通常値及び最大の値並びに特定排水の通常水量及び最大水量」をそれぞれの区分ごとに記入すること。

この場合、特定施設から排出される汚水だけでなく、特定施設に関連しない汚水も記入すること。

水量の記入に当たっては、小数点以下を切り上げること（例：44.3→45 $\text{m}^3$ /日。）

なお、それぞれの区分の「最大水量」については、次のとおりQの各欄に内訳を記入すること（単位： $\text{m}^3$ /日）。

#### (1) 化学的酸素要求量

Qco：特定排水の量（Qci及びQcjを除く。）

Qci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量

Qcj：平成3年7月1日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量

#### (2) 窒素含有量

Qno：特定排水の量（Qniを除く。）

Qni：平成14年10月1日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量

#### (3) りん含有量

Qpo：特定排水の量（Qpiを除く。）

Qpi：平成14年10月1日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量

### ③ 特定排水以外の排水

「特定排水以外の化学的酸素要求量（窒素含有量又はりん含有量）に関する汚染状態の通常値及び最大の値並びに通常水量及び最大水量」を記入すること。

### ④ その他参考となるべき事項

雨水は排水量に含めないが、雨水専用排水口がある場合は、その旨記入すること。

排水の排水系統別の汚染状態及び量について、その他参考となるべき事項がある場合は記入すること。

### ⑤ 別添 排水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図

排水の排水系統別に排水量（通常・最大）、水質（COD・窒素・りんの各項目の通常・最大）を記入する。

⑥ 別紙6

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>	<p>①</p>		
<p>用途別 用水使用量</p>	<p>用途 ②</p>	<p>使用水 ③</p>	<p>用水使用量 (m<sup>3</sup>/日) ④</p>

## 記入要領 [ 別紙6 ]

### ① 用水及び排水の系統

当該特定事業場における用水及び排水の系統について、給水から排水までを明らかにすること。

### ② 用途

用水の使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記入すること。

### ③ 使用水

用水の種類（上水道、工業用水、温泉水、地下水、河川水、海水等）を記入すること。

### ④ 用水使用量

用水の1日当たりの使用量を記入すること。

工場・事業場の概要

工場・事業場の名称	①	工場・事業場の所在地	②
創業年月日	③	資本金	④
従業員数	⑤	公害関係担当者氏名	⑥ 電話 ( )
主な生産品 (月産別)	⑦	日本標準産業分類 細分類 項目及び番号	⑧

〈工場付近の略図〉

⑨

## 記入要領 [ 工場・事業場の概要 ]

### ① 工場・事業場の名称

本社ではなく、特定施設を有する工場・事業場の名称を記入すること。

### ② 工場・事業場の所在地

本社ではなく、特定施設を有する工場・事業場の所在地を記入すること。

### ③ 創業年月日

本社について、創業した年月日を記入すること。

### ④ 資本金

本社について、資本金を記入すること。

### ⑤ 従業員数

届出をする工場・事業場の従業員数を記入し、会社全体の従業員数を（ ）内に記入すること。

### ⑥ 公害関係担当者氏名

公害関係担当者の所属、氏名、電話番号を記入すること。

### ⑦ 主な生産品

主な生産品とその生産量について記入すること。

非製造業の場合は、その業務内容について具体的に記入すること。

### ⑧ 日本標準産業分類細分類項目及び番号

日本標準産業分類（平成19年11月改訂）の分類項目名及び細分類番号を記入すること。

### ⑨ 工場付近の略図

工場付近の略図は、事業場近くの目標物（駅・バス停・国道など）を含んだ付近見取図を記入すること。

別に住宅地図を添付してもよい。その場合は、工場付近の略図欄に「別紙地図のとおり」と記入すること。

水質汚濁防止法 特定施設設置（使用・変更）届出書 添付書類一覧

レ	No.	書類の名称	書類の内容
	1	工場・事業場の概要	別紙様式のとおり。記入要領あり。 工場付近の略図は、事業場近くの目標物（駅・バス停・国道など）を含んだ付近見取図を記入 住宅地図添付可。その場合は、工場付近の略図欄に「別紙地図のとおり」と記入
	2	特定施設の構造図（別紙1構造）	特定施設の構造が分かる設計図面（平面図、断面図等） 特定施設の仕様書（材質・能力・主要寸法等が分かるもの）、カタログ、写真等
	3	工場全体の配置図  （別紙1配置・別紙2設置場所） （別紙3処理施設の設置場所）	事業場全体（敷地境界線を含む範囲）の図面に下記のa～dを図内に示す。 a. 特定施設の設置場所 特定施設の部分に印をする、又は色分けをする等他の施設と区別する。 工場又は事業場における施設番号を併記。 b. 污水处理施設の設置場所 c. 用・排水系統（用水系統は青、排水系統は赤、雨水排水系統は緑で色分けして記入） d. 排水口（雨水専用排水口を含む。）の位置に排水口番号（No.）を明示する。
	4	特定施設に関連する主要機械又は主要装置 の設置場所  （別紙1配置）	建物等の図面に下記のa～dを図内に示す。 a. 特定施設の設置場所 特定施設の部分に印をする、又は色分けをする等他の施設と区別する。 工場又は事業場における施設番号を併記。 b. 建物等内の用・排水系統（用水系統は青、排水系統は、赤）
	5	特定施設を含む操業の系統図 （別紙2操業の系統）	原料から製品までの製造工程のフローシート 特定施設の部分を2重四画で囲い、工場又は事業場における施設番号を併記する。
	6	污水处理施設の構造図・設計図面 （別紙3構造）	污水处理施設の構造が分かる設計図面（平面図、断面図等） 污水处理施設の仕様書（材質・能力・主要寸法等が分かるもの）、カタログ、写真等
	7	污水处理の系統図（別紙3処理の系統）	污水处理の方法をフローシートで示す。
	8	污水处理施設的设计計算書・仕様書 （別紙3処理の方式）	污水处理を行う施設的设计条件、设计計算、機器基準等がわかるもの 仕様書（材質・能力・主要寸法等が分かるもの）
	9	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系 統図 （別紙5）	排出水の排水系統別に排水量（通常・最大）、水質（COD・窒素・りんの各項目の通常・最大）を記入する。
	10	取扱消耗資材等の種類及び量 （別紙2原材料・別紙3消耗資材）	各欄内に記入できない場合、別紙に表を記入 製造・使用又は処理等で取り扱う材料、処理に要する消耗資材等の種類及び1日当たりの量
	11	MSDS（Material Safety Data Sheet） 化学物質等安全データシート （別紙2原材料・別紙3消耗資材）	特定施設（事業場）において、製造・使用又は処理等取り扱う原材料等製品のMSDS
	12	その他必要な書類、図面等	各欄内に記入できない場合等、「別紙のとおり。」とし、別紙に示す。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「施設」という。）設置（使用・変更）届出書 添付書類一覧

レ	No.	書類の名称	書類の内容
	1	工場・事業場の概要	別紙様式のとおり。記入要領あり。 工場付近の略図は、事業場近くの目標物（駅・バス停・国道など）を含んだ付近見取図を記入 住宅地図添付可。その場合は、工場付近の略図欄に「別紙地図のとおり」と記入
	2	施設の構造図（別紙1、12 構造）	施設の構造が分かる設計図面（平面図、断面図等） 施設の仕様書（材質・能力・主要寸法等が分かるもの）、カタログ、写真等
	3	工場全体の配置図 (別紙1、1の2、12、13 配置) (別紙14 設置場所)	事業場全体（敷地境界線を含む範囲）の図面に下記のa～dを図内に示す。 a. 施設の設置場所 施設の部分に印をする、又は色分けをする等届出対象外の施設と区別する。 工場又は事業場における施設番号を併記。 b. 污水处理施設の設置場所 c. 用・排水系統（用水系統は青、排水系統は赤、雨水排水系統は緑で色分けして記入） d. 排水口（雨水専用排水口を含む。）の位置に排水口番号（No.）を明示する。
	4	施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (別紙12 配置)	建物等の図面に下記のa～dを図内に示す。 a. 施設の設置場所 施設の部分に印をする、又は色分けをする等届出対象外の施設と区別する。 工場又は事業場における施設番号を併記。 b. 建物等内の用・排水系統（用水系統は青、排水系統は、赤）
	5	施設の床面及び周囲の構造等 (別紙1 その他参考となるべき事項) (別紙12 床面及び周囲)	施設の床面及び周囲の構造が分かる設計図面（平面図、断面図等）、 材質・能力・主要寸法等が分かる資料、カタログ、写真等
	6	設備の構造図 (別紙1の2、13 構造)	設備の構造が分かる設計図面（平面図、断面図等） 設備の仕様書（材質・能力・主要寸法等が分かるもの）、カタログ、写真等
	7	施設を含む操業の系統図 (別紙14 操業の系統)	原料から製品までの製造工程のフローシート 施設の部分を2重四画で囲い、工場又は事業場における施設番号を併記する。
	8	取扱消耗資材等の種類及び量 (別紙2 原材料・別紙3 消耗資材) (別紙14 原材料)	各欄内に記入できない場合、別紙に表を記入 製造・使用又は処理等で取り扱う材料、処理に要する消耗資材等の種類及び1日当たりの量
	9	MSDS (Material Safety Data Sheet) 化学物質等安全データシート (別紙2 原材料・別紙3 消耗資材) (別紙14 原材料)	施設（事業場）において、製造・使用又は処理等取り扱う原材料等製品のMSDS
	10	その他必要な書類、図面等	各欄内に記入できない場合等、「別紙のとおり。」とし、別紙に示す。

参 考

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の種類及び構造（使用の方法・処理の方法）の変更

変 更 前	①
変 更 後	②
変 更 の 理 由	③

## 記入要領 [ 参考 ]

### ① 変更前

変更前の内容について記入すること。

### ② 変更後

変更後の内容について記入すること。

### ③ 変更の理由

変更の理由について記入すること。

排水の量及び汚染状態に変更が無い場合は、その旨を記入すること。